

(証券コード 6355)
2023年2月16日

株 主 各 位

尼崎市扶桑町1番10号
住友精密工業株式会社
代表取締役 高橋 秀彰
社長執行役員

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。本ご通知で使用する用語は、本臨時株主総会の招集通知における意味と同一の意味を有します。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2023年3月24日を効力発生日として、当社株式881,783株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2023年3月24日をもって、881,783株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。2023年4月下旬を目途に、当社より端数株式相当分の処分代金の受取方法等に関するご案内を差し上げますので、お待ちいただけますようお願い申し上げます。

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て住友商事株式会社に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2023年3月23日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である3,650円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株処分代金は、2023年6月下旬から7月上旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2023年3月20日（予定） 当社株式の売買最終日

2023年3月22日（予定） 上場廃止日

2023年3月24日（予定） 本株式併合の効力発生日

2023年4月下旬（予定） 株主の皆様へ端数株式相当分の処分代金の受取方法等に関するご案内を送付

2023年6月下旬から
7月上旬（予定） 端数株式相当分の処分代金の交付開始

以 上